

平成15年度公文書館移管事務がはじまりました

平成15年度の公文書館への移管事務作業が始まりました。総務課文書係と合同の依頼文書が、皆様の所属にも届いていることと思います。今回、主管課の方々にお願いしているのは、「第一次選別」の作業です。

公文書館への移管事務作業の第一歩である第一次選別について「第一次選別って何?」「わたしたちがするの?」とおっしゃる方は、少なくなっているのではと思っています。というのも、平成14年度の第一次選別の公文書数は1,437点で、平成13年度第一次選別の公文書数509点と比較すると3倍近い選別数になっています。これは、職員の皆様に公文書館への文書移管についての認識が深まったことによるものと考えられます。

職員の方々のご協力により、第一次選別の公文書数が増加している反面、第一次選別なしという所属も約3割ほど見受けられます。毎年発生する膨大な公文書の中から、歴史資料として重要なものを収集・整理・保存していくことは、地域の歴史や文化を知る上で大切なことです。日々の仕事の中で作成される公文書は、生の記録で、出版される書籍と異なり一つしかありません。一度廃棄してしまうともう一度手に入れることは不可能です。そこで、選別作業が必要になります。該当の公文書を作成し、事務事業を遂行した主管課の方々の歴史資料としての判断をお願いいたします。

100年・200年経ったときに、「板橋区ではこんな仕事をしていたのか」「今の時代とどう違うのか、同じなのか」考えてもらえることも可能なのです。

「移管公文書収集基準」「選別処理留意点」を参考にして、選別作業を進めていくなかで、「いるのかな、いないのかな」と迷ったら、目録の公文書館一次選別の欄に をつけてください。

未来の歴史教科書にわたしたちの公文書が資料として、掲載されるかもしれません。お忙しいところ、恐縮ですがご協力をお願いいたします。

もし、リストにない資料があったら

もし、今回のリストにない資料がありましたら、ぜひご連絡ください。リストにないからといって、移管できないわけではありません。